税の申告はお早めに！

申告会場は大変混み合い、最大3時間以上お待ちいただく場合があります。早めに準備をして、スムーズに申告しましょう。

1 市・県民税の申告が必要かチェック！

YES ↓ NO ↓

申告が必要か判定します。Ⓐ Ⓑ Ⓒは欄外で解説します。

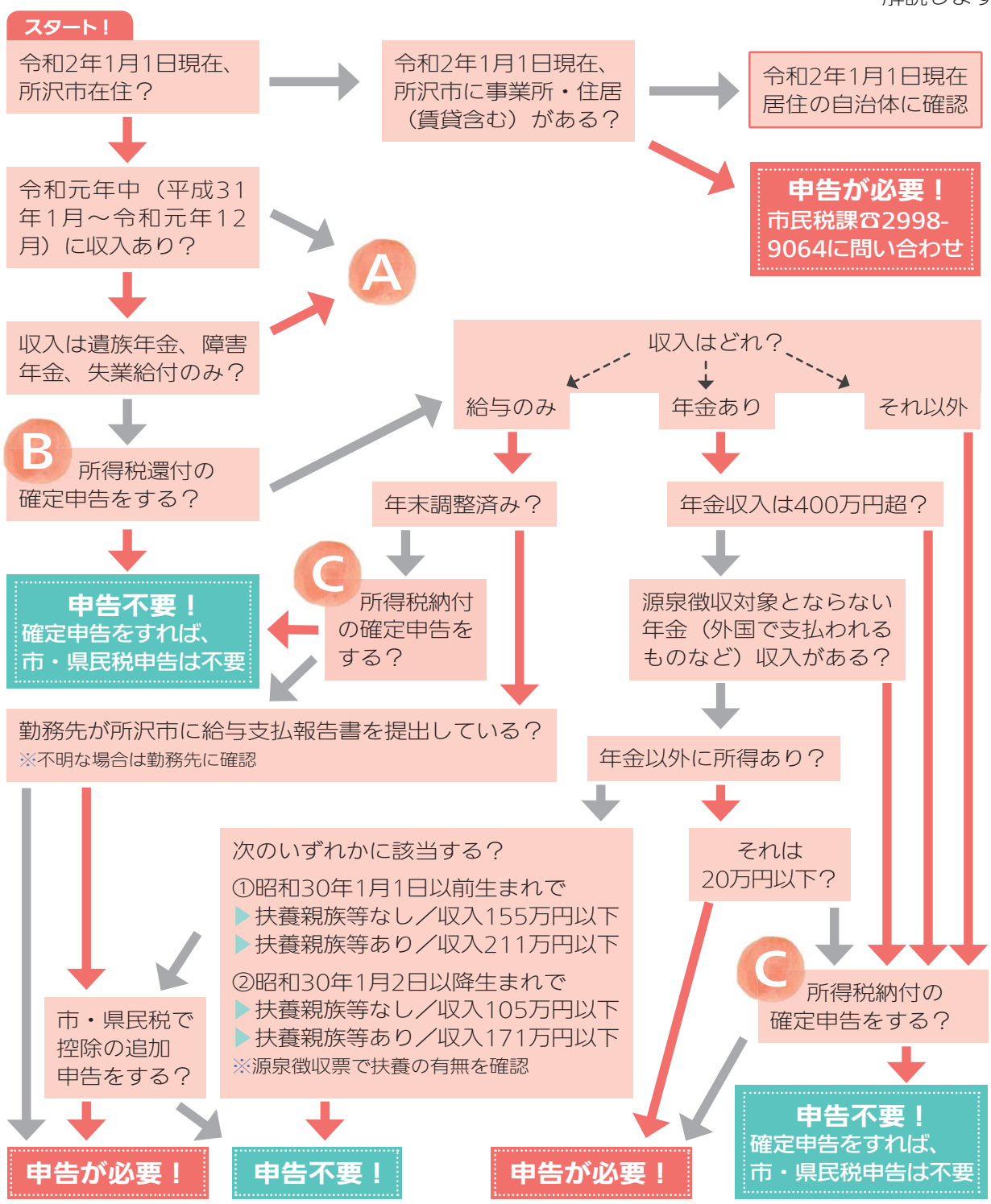

市・県民税の申告

2月17日(月)～3月16日(月)

問市民税課☎2998-9064

所得税の確定申告

2月17日(月)～3月16日(月)

問所沢税務署☎2993-9111（自動音声案内「0」）

A 郵送で簡単申告！

申告の義務はありませんが、国民健康保険税の軽減や各種手当の受給判定などの基礎資料となるため、申告しておきましょう。

市・県民税申告書裏面「収入がなかった方の記入欄」の該当項目にチェックし、表面に署名・押印すれば終了です。**〒359-8501市民税課宛て（住所不要）に郵送してください。**

◎詳細は市HP（🔍申告）でもご案内しています。

B 還付申告ができる方

所得税が源泉徴収されている給与所得者で、▶雑損・医療費・寄付金・住宅ローン控除などを申告する方▶年の途中で就・退職して年末調整を受けていない方などです。

限られた窓口でのご案内のため、長時間お待ちいただく場合があります。国税庁HPでの申告（確定申告書等作成コーナー）をぜひご利用ください。

C 確定申告が必要な方

- ▶営業・農業・不動産などの所得合計が所得控除合計を超える方
- ▶給与収入が2千万円を超える方
- ▶2カ所以上から給与を受け、年末調整をしていない給与収入が20万円を超える方
- ▶給与所得者で、給与以外の所得合計が20万円を超える方
- ▶土地・建物・株式などを譲渡した方

などです。

2 申告方法をチェック！

市・県民税の申告

郵送で申告

①令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）に収入がなかった方②年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方は、郵送で簡単に申告できます。

①は上記チェック表の欄外Ⓐを参照してください。②は源泉徴収票の写しを市・県民税申告書に同封してください。

◎市・県民税申告書は、1月下旬ごろ、平成31年度の同申告書を提出した方に郵送します。また、1月23日(木)～3月16日(月)の期間中、市役所2階市民税課、まちづくりセンターなどでも配布します。市HP（🔍申告）でも1月下旬から入手できます。

会場で申告

7面の日程表のとおり、申告相談会場を開設します。

2月17日(月)～3月16日(月)は市役所2階市民税課での申告受付はできません。休日開庁日（8面参照）の窓口でも申告受付はできません。

所得税の確定申告

国税庁HPで申告

国税庁HP（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書などが作成できます。郵送またはe-Taxで申告してください。

事前申請による「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、e-Taxで簡単に申告できます。

会場で申告

2月17日(月)～3月16日(月)の午前9時～午後5時（土・日曜除く）、所沢税務署（並木1-7）に申告相談会場を開設します。2月24日(休)・3月1日(日)のみ、休日も開設します。

相談の受付時間は、午前8時30分～午後4時です。

◎相談内容が複雑な場合は、午後3時ごろまでにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合、再度お越しいただくことがあります。また、混雑状況により受け付けを早めに締め切ることがあります。